

魚沼市公立保育園等再編計画

(素案)

令和2年 月

魚沼市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 公立保育園等を取り巻く現状と課題

- 1 国の保育施策の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 公立保育園等の変遷と民営化の動き・・・・・・・・・・・・・3
- 3 児童数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 施設、職員等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章 再編の基本的な考え方と進め方

- 1 再編の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 再編の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第4章 民営化の基本的な実施内容

- 1 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 民営化の形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 移管先法人の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 4 移管先法人に対する市の関与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第5章 再編施設と目標年度

第6章 計画の推進体制

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化が進行しており、本市においても就学前児童数が年々減少しています。一方で、共働き世帯の増加などの社会環境の変化、平成29年度から開始した本市の第二子以降保育料無償化等の子育て支援策により、市内の保育園・認定子ども園¹（以下「保育園等」という。）では3歳未満児（以下「未満児」という。）の入園児数が増加傾向にあります。

本市では、これまでに待機児童²は発生していませんが、未満児については保護者の希望順位通りの保育園等に入園できない場合があります。

また、建築後40年前後が経過し、施設の老朽化が進んでいる公立保育園では、毎年、大小の修繕工事を実施しながら施設を維持している状況です。

核家族化の進行などにより人と人のつながりが希薄になり、孤立した子育てが懸念される中で、保育園等は在宅で子育て中の保護者の育児相談に対応するなど、地域の子育て支援の拠点としての役割も果たしています。

乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。次代を担う子ども達の健やかな育ちを促し、子育て支援の拠点としても位置付けられる保育園等の役割はますます重要になっています。今後も保育需要の増加が想定される中で、保育士人材の確保、安心・安全な施設環境など、安定した保育サービスの提供が求められています。

本計画はこれらの状況を踏まえ、公立の保育園等の統合・再編及び民営化による民間活力の導入を計画的に進め、将来的に持続可能な保育環境を整えるため策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は市の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である「第二次魚沼市総合計画」を基盤とし、市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する「魚沼市公共施設等総合管理計画」の個別計画の一つとして位置付けます。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定した、子ども・子育てに係る総合的な計画である「第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図ります。

3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10か年とします。

¹ 幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。本市では、すもんこども園が該当します。

² 認可保育園へ入園を申し込み、入園要件を満たしているけれど施設の不足などにより入園できないでいる児童を指します。

第2章 公立保育園等を取り巻く現状と課題

1 国の保育施策の動き

国は、平成15年に制定した「少子化対策基本法」に基づき、子ども・子育て支援の総合的な施策を講じてきました。

平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、次世代育成支援の新たな仕組みづくりの検討を始め、平成24年には、少子化、待機児童など様々な課題を解決するための「子ども・子育て支援法」が成立しました。

この法律と関連する法律に基づいて、平成27年には「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートし、幼児期の教育・保育の一体的提供、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進しています。

財政制度の面では、三位一体の改革の一環として、平成16年に公立保育園の運営経費に対する国庫負担金が、平成18年には施設整備に係る国庫補助金が廃止され、地方交付税に組み込むことで一般財源化³されました。私立保育園に対する運営経費及び施設整備に対する国の財政支援は継続されています。

また、令和元年10月から、消費税率の引き上げに伴う財源を活用し、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

2 公立保育園等の変遷と民営化の動き

平成16年の町村合併により魚沼市が誕生した当初、本市の公立保育園は10か所、公立幼稚園は2か所でした。

その後、少子化の流れの中で、平成23年3月にさくら保育園が閉園となりました。

平成24年3月、今後の公立保育園等の施設配置や業務内容の見直しを推進するため、「魚沼市子育て支援業務中期計画」（計画期間：平成24年度～平成27年度）を策定しました。

平成28年4月、守門幼稚園と守門保育園を統合し、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定こども園として、すもんこども園が開園しました。入広瀬幼稚園は同年から休園しています。また、平成29年3月、つくし保育園ひかり分園が閉園となりました。平成29年4月には、子ども・子育て支援新制度で創設された家庭的保育事業である入広瀬保育室を開設しました。

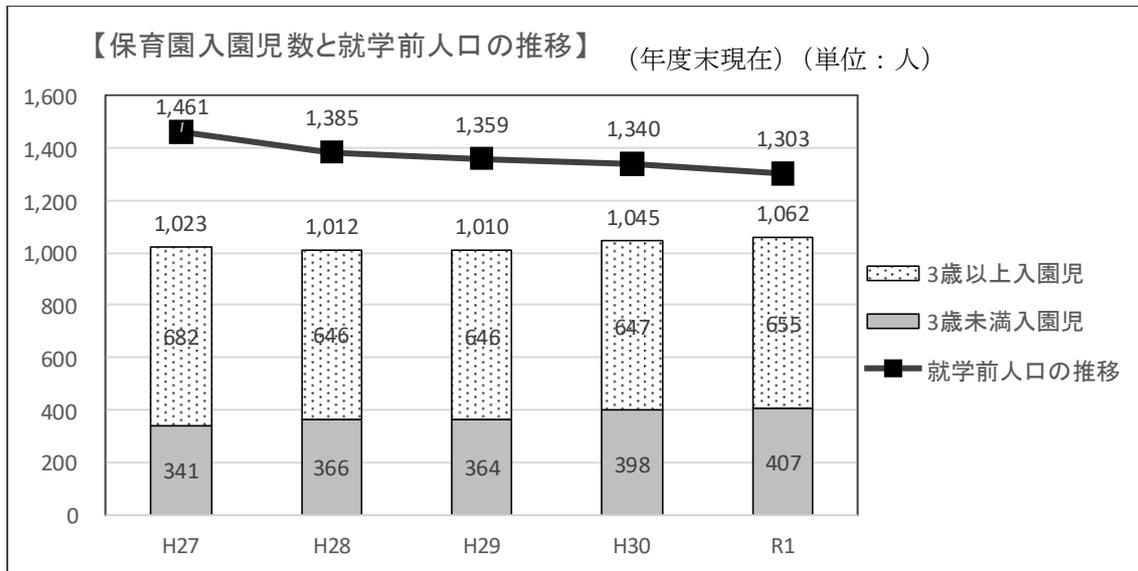
平成29年8月、本市の公立保育園の民営化を検討するため、魚沼市公立保育園民営化計画検討委員会を設置しました。民営化に向けて様々な意見が出され、平成30年3月、民営化の今後の課題を示した報告書がまとめられました。

現在、本市には、公立施設として、保育園7か所、認定こども園1か所、家庭的保育室1か所、幼稚園1か所（休園中）、私立施設として、保育園2か所、幼稚園1か所があります。

³ 公立保育園への国庫負担金等が地方交付税に替わったことを指します。一般財源は、地方税、地方譲与税、地方交付税など使途の縛りがなく、いかなる経費についても使用できる収入です。

3 児童数の状況

本市の就学前児童数は年々減少していますが、保育園等の入園児童数は増加傾向にあり、特に未満児の受入体制が課題となっています。県が定めた未満児に対する職員の配置基準は、0歳児3人に対して職員1人、1歳児、2歳児は6人に対して職員1人です。全国的に保育人材の不足が指摘されている中で、配置基準を満たす職員の確保が求められています。



【公立保育園等児童数】

(令和2年3月末現在) (単位：人)

	施設名	定員	入所児童数						合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
堀之内	堀之内なかよし保育園	270	17	24	28	41	40	41	191
小 出	佐梨保育園	85	3	9	13	11	19	24	79
	ひがし保育園	60	2	4	5	6	9	8	34
	伊米ヶ崎保育園	90	3	7	8	16	13	14	61
湯之谷	つくし保育園	170	12	19	24	34	34	35	158
広 神	ふたば西保育園	160	7	15	25	13	16	33	109
	ふたば東保育園	160	5	18	23	25	23	21	115
守 門	すもんこども園	85	5	10	11	18	22	14	80
公立計		1,080	54	106	137	164	176	190	827

(参考) 私立保育園・幼稚園 (めぐみ幼稚園のみ、令和元年5月1日現在)

小 出	小出保育園	180	17	29	31	35	27	31	170
	清心保育園	90	7	11	15	12	11	9	65
湯之谷	めぐみ幼稚園	120	-	-	-	14	19	13	46
私立計		390	24	40	46	61	57	53	281
公立・私立合計		1,470	78	146	183	225	233	243	1,108

【公立保育園等入所児童数の推移】

(各年度末現在 (単位：人))

	施設名	区分	H27	H28	H29	H30	R1
堀之内	堀之内なかよし保育園	3歳以上児	155	132	122	122	122
		3歳未満児	46	46	49	62	69
		小計	201	178	171	184	191
小 出	佐梨保育園	3歳以上児	53	47	51	55	54
		3歳未満児	22	28	28	22	25
		小計	75	75	79	77	79
	ひがし保育園	3歳以上児	19	19	28	26	23
		3歳未満児	14	12	12	11	11
		小計	33	31	40	37	34
	伊米ヶ崎保育園	3歳以上児	38	42	40	43	43
		3歳未満児	18	20	18	23	18
		小計	56	62	58	66	61
湯之谷	つくし保育園	3歳以上児	97	96	104	104	103
		3歳未満児	47	49	50	55	55
		小計	144	145	156	159	158
湯之谷	つくし保育園ひかり分園	3歳以上児	10	7	-	-	-
		3歳未満児	0	3	-	-	-
		小計	10	10	-	-	-
広 神	ふたば西保育園	3歳以上児	74	64	73	70	62
		3歳未満児	32	36	32	41	47
		小計	106	100	105	111	109
	ふたば東保育園	3歳以上児	70	73	71	68	69
		3歳未満児	44	39	37	43	46
		小計	114	112	108	111	115
守 門	すもんこども園	3歳以上児	-	50	47	46	54
		3歳未満児	-	28	29	25	26
		小計	-	78	76	71	80
	守門保育園 (未満児)		47(12)	-	-	-	-
	守門幼稚園		13	-	-	-	-
入広瀬	入広瀬保育室	3歳未満児	-	-	2	2	0
公立計		3歳以上児	564	530	538	534	530
		3歳未満児	235	261	257	284	297
		合計	799	791	795	818	827

(参考) 私立保育園・幼稚園 (めぐみ幼稚園のみ、令和元年5月1日現在)

	施設名	区分	H27	H28	H29	H30	R1
小 出	小出保育園	3歳以上児	92	88	82	82	93
		3歳未満児	85	82	79	83	77
		小計	177	170	161	165	170
	清心保育園	3歳以上児	26	28	26	31	32
		3歳未満児	21	23	28	31	33
		小計	47	51	54	62	65
湯之谷	めぐみ幼稚園	3歳以上児	56	45	49	51	46
私立計		3歳以上児	174	161	157	164	171
		3歳未満児	106	105	107	114	110
		合計	280	266	264	278	281
公立・私立合計			1,079	1,057	1,059	1,096	1,108

4 施設、職員等の状況

(1) 施設

町村合併後の統廃合の取組により老朽化した施設の減少が図られたものの、ひがし保育園は令和6年度、伊米ヶ崎保育園及びふたば東保育園は令和9年度に耐用年数が到来します。他にも老朽化した施設が多い状況ですが、必要な改修等を行い、施設環境の整備と児童の安全確保に努めています。

今後も施設の老朽化は確実に進行することから、改修等を行いながら施設を使用し続けていくのか、または統廃合、建替え等を行うのか、施設ごとに今後のあり方を具体化する必要があります。

私立保育園の施設整備には国の補助制度があるため、財政的に迅速な対応が見込める環境となっています。

【保育園等の施設概要】

(単位：㎡)

	施設名	構造	延床面積	建築年度	耐用年数 到来年度	備考
堀之内	堀之内なかよし保育園	鉄筋コンクリート	2,922	H14	R31	
小 出	佐梨保育園	〃	1,168	H10	R27	
	ひがし保育園	〃	552	S52	R6	借地
	伊米ヶ崎保育園	〃	749	S55	R9	
湯之谷	つくし保育園	〃	2,371	H3	R20	
広 神	ふたば西保育園	鉄骨	1,712	H7	R11	
	ふたば東保育園	〃	1,620	H5	R9	借地
守 門	すもんこども園	〃	1,115	H28	R45	

(2) 職員

本市では、行政改革推進の一環として魚沼市定員適正化計画（平成28年2月改訂）を定め、人件費の抑制に向けた計画的な職員数の削減と効率的な組織運営に取り組んでいます。

令和2年4月現在の保育園等の職員は191人です。うち正規職員が66人、非正規職員が125人で、非正規職員の占める割合は65%となっています。多数の非正規職員がクラス担任や給食調理等の業務を担い、施設の運営を支えている状況で、正規職員との待遇面の格差が課題となっています。

正規職員の割合を高め、安定した保育を実施していくには、今後の職員数に見合った施設の配置が求められています。

【保育園等の職員の状況】 (令和2年4月現在) (単位：人)

	施設名	正規 保育士等	非正規 保育士等	正規 調理員等	非正規 調理員等	合計
堀之内	堀之内なかよし保育園	11	26	3	2	42
小 出	佐梨保育園	6	7	1	2	16
	ひがし保育園	4	4	0	3	11
	伊米ヶ崎保育園	6	7	0	3	16
湯之谷	つくし保育園	9	19	1	3	32
広 神	ふたば西保育園	9	15	0	4	28
	ふたば東保育園	8	13	0	4	25
守 門	すもんこども園	7	10	1	2	20
入広瀬	入広瀬保育室		1			1
	合 計	60	102	6	23	191

※正規保育士等には園長、副園長を、非正規保育士等には保育補助を含む。

※調理員等には庁務員を含む。

(3) 保育サービス

保育園等では、保護者が外出、通院などで育児ができない時や育児疲れでリフレッシュしたい時などに一時的に児童を預かる一時預かり、保護者の勤務時間などの都合で通常の保育時間を超えて保育を行う延長保育などを実施しています。

また、特別な支援が必要な児童に対しては、職員を加配して保育を行っています。

なお、私立保育園では、一時預かりや延長保育等に加え、休日保育、産休明け保育に取り組んでいる施設があります。

核家族化や保護者の働き方の変化等により多様化している保育ニーズに、今後も柔軟に対応していくことが求められています。

【保育サービスの実施状況】

(単位：園)

		一時預かり	延長保育	休日保育	産休明け保育
公立保育園等	8	8	8	0	0
私立保育園	2	2	2	1	2

※延長保育は、公立は全園 19 時まで、私立は 19 時 30 分または 22 時まで実施

(4) 運営費

平成 30 年度決算における児童一人当たりの市の年間経費は、公立保育園等 1,122 千円、私立保育園 1,283 千円で大差はありません。

児童一人当たりの市の年間経費から、保護者負担金、国・県補助金等の収入を差し引いて算出した児童一人当たりの市の負担額は、公立保育園等 700 千円、私立保育園 515 千円で、公立は私立の約 1.3 倍となっています。

【児童一人当たり市の経費等の比較】

	児童一人当たり 市の年間経費 (A)	児童一人当たり 市の負担額 (B)	市負担額の比率(B)/(A)
公立保育園等	1,122 千円	700 千円	62.4%
私立保育園	1,283 千円	515 千円	40.1%

※平成 30 年度決算額及び平成 30 年度末現在の入所児童数により算出

※公立保育園の経費は、人件費、給食材料費、施設の維持管理費、保育活動における物品購入費用等（ただし、施設の改修工事費など投資的な経費は除く。）

※私立保育園の経費は、市が各園に対して支出した委託費（国の公定価格⁴により算出）及び特別保育事業補助金⁵

⁴ 子ども一人当たりの教育・保育に要する費用。教育・保育の認定区分や施設の所在する地域等を勘案して内閣総理大臣が定めています。

⁵ 私立保育園が実施する未満児保育、障害児保育等に対して経費の一部を助成しています。

第3章 再編の基本的な考え方と進め方

1 再編の基本的な考え方

(1) 公立・私立それぞれの役割や特色を活かす

公立保育園等は、行政機関として本市の保育施策や子育て支援策を推進する役割を担っています。また、関係機関と連携した児童虐待等のセーフティネットとしての重要な役割があります。一方、私立保育園は、運営主体の方針により特色ある保育活動や柔軟な保育サービスを実施しています。

公立・私立それぞれの役割や特色を活かすことができる再編を目指します。

(2) 安心・安全な保育環境と未満児の受入体制を整える

公立保育園等の統合及び民営化により施設の改修等を行い、安心・安全な保育環境を整えます。

また、未満児の保育需要が近年増加していることから、施設定員の見直しや保育人材の確保にも取り組み、未満児の受入れ体制を整備していきます。

(3) 市の財政負担軽減と子育て支援の充実を図る

平成30年度決算における公立保育園等の運営に係る市の財政負担は、私立保育園の約1.3倍です。私立保育園の運営に対しては国や県から補助金が交付される仕組みがあることから、公立保育園等の市の財政負担は私立保育園よりも高くなっています。

民営化によって市の財政負担を軽減することで、今後の子育て支援のより一層の充実を図っていきます。

2 再編の進め方

(1) 保護者、職員、地域等に再編の内容を丁寧に説明し、理解を得ながら進めます。

(2) 民営化対象園の選定に当たっては、安定的な運営などの視点から総合的に検証し、実現性の高い保育園から進めていきます。

(3) 統廃合する園の選定に当たっては、施設の耐用年数や廃止後の児童の受入体制などを総合的に判断し、緊急性の高い保育園から進めていきます。

(4) 幼児教育の受け皿として、既存保育園の中から、幼稚園の機能を有する認定こども園へと移行する施設について検討します。

第4章 民営化の基本的な実施内容

1 基本的事項

(1) 保育料等

保育料は、保護者の市民税の課税状況等により市が決定します。公立保育園と私立保育園で保育料が変わることはありません。(絵本代等の個人負担は除きます。)

保育の必要性の認定も市が行います。

(2) 保育士配置及び保育面積

保育園は、児童数に応じて県が定めた保育士配置及び保育面積の基準を満たす必要があります。公立保育園も私立保育園も同じ基準が適用されます。

(3) 保育内容

民営化後の保育園は、当面、民営化前の保育内容や年間行事を引き継ぎ、保護者の理解を得ながら、緩やかに私立保育園としての特色を活かすこととします。

また、園児が新しい保育環境に慣れるように、市職員と民営化後の職員と一緒に保育を行う期間を設けるなどして園児や保護者の不安を取り除きます。

2 民営化の形態

保育園運営を安定的かつ継続的に実施できるように、移管先は社会福祉法人、学校法人等の法人格を有することを条件とします。

※ 指定管理者制度を活用した「公設民営方式」とした場合は、施設の所有者が市であることから改修等が国・県の補助金等の対象になりません。また、指定管理が有期契約となるため、保育士等の職員の長期雇用が不安定となります。これらの課題が想定されることから、指定管理者制度は採用しません。

3 市有財産の取扱い

借地の場合を除き土地は無償で貸与します。建物、付帯施設及び保育用備品は無償譲渡します。

4 移管先法人の選定

移管先法人は原則として公募により選定します。選定にあたっては、保護者や学識経験者などからなる移管先法人選定委員会(仮称)を設置します。同委員会で、応募者の保育理念や保育計画、経営状況などを総合的に判断し、保育の質を確保しつつ私立保育園としての特色を活かし、安心して子どもを入園させることができる法人を選定します。

移管先法人の募集条件、選定基準については、別途策定することとします。

5 移管先法人に対する市の関与

(1) 民営化後の支援

民営化後に施設改修や修繕が必要になった場合は、国の助成に同調して補助金を交付し⁶、施設整備を支援します。

また、市全体の保育の質を高めるために、研修会の実施などで人材育成を支援していきます。

(2) 保育内容の確認

民営化後も市は保育に対する責任があります。移管先法人に対して定期的な指導監査を行うとともに、協議の場を設けるなどして、運営や保育が適切に実施されていることを確認します。

(3) 正規雇用の要請

公立保育園等での勤務経験を活かし安定した保育を行うため、公立保育園等の非正規職員が移管先法人で正規に雇用されるように、移管先法人に働きかけます。

第5章 再編施設と目標年度

※別紙案のとおり

第6章 計画の推進体制

魚沼市子ども・子育て会議⁷で本計画の進捗状況等について定期的に評価・検証し、計画を推進します。

また、社会情勢の変化や子ども・子育て支援事業計画の見直しなどを踏まえて、**中間年**に計画の見直しを行うこととします。

⁶ 補助金交付は、予算に対する市議会の議決が前提となります。

⁷ 子ども・子育て支援法に基づき市が設置した機関。保護者、学識経験者、子育て支援に関する事業に従事する者などで構成しています。